

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																													
福祉部 障がい福祉室	行政財産の使用許可及び普通財産の貸付状況の確認について、チェックリスト（※１）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※２）も行っていなかった。 （※１）様式１：使用許可及び貸付に関するチェックリスト （※２）様式２：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書 【行政財産の使用許可】 施設名：障がい者ワーキングエリア <table><tr><th>種別</th><th>許可数量</th><th>目的</th><th>使用料</th><th>許可期間</th></tr><tr><td>土地</td><td>1,079.23㎡</td><td>障がい福祉サービス事業所の設置</td><td>688,400円</td><td>令和８年４月１日から令和９年３月31日まで</td></tr><tr><td>土地</td><td>2,878.00㎡</td><td>重度障がい者多数雇用事業所設置</td><td>1,835,700円</td><td>令和８年４月１日から令和９年３月31日まで</td></tr></table> 【普通財産の貸付け】 施設名：箕面育成園敷地 <table><tr><th>種別</th><th>貸付数量</th><th>目的</th><th>貸付料</th><th>貸付期間</th></tr><tr><td>土地</td><td>1,403.83㎡</td><td>箕面育成園の設置</td><td>無償</td><td>令和５年４月１日から令和10年３月31日まで</td></tr></table> 施設名：こんごう福祉センター <table><tr><th>種別</th><th>貸付数量</th><th>目的</th><th>貸付料</th><th>貸付期間</th></tr><tr><td>土地</td><td>77,293.96㎡</td><td>医療型障がい児入所施設・特別養護老人ホーム等</td><td>無償</td><td>令和６年４月１日から令和11年３月31日まで</td></tr></table> 施設名：明光ワークス <table><tr><th>種別</th><th>貸付数量</th><th>目的</th><th>貸付料</th><th>貸付期間</th></tr><tr><td>土地</td><td>4,883.80㎡</td><td>明光ワークスの設置</td><td>無償</td><td>令和５年４月１日から令和10年３月31日まで</td></tr></table>	種別	許可数量	目的	使用料	許可期間	土地	1,079.23㎡	障がい福祉サービス事業所の設置	688,400円	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで	土地	2,878.00㎡	重度障がい者多数雇用事業所設置	1,835,700円	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで	種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間	土地	1,403.83㎡	箕面育成園の設置	無償	令和５年４月１日から令和10年３月31日まで	種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間	土地	77,293.96㎡	医療型障がい児入所施設・特別養護老人ホーム等	無償	令和６年４月１日から令和11年３月31日まで	種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間	土地	4,883.80㎡	明光ワークスの設置	無償	令和５年４月１日から令和10年３月31日まで	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産規則】 （使用状況の確認） 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 （貸付状況の確認） 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【公有財産事務の手引】 第１章 総則 第２節 公有財産事務の概要 第２ 公有財産の管理体制 ３ 部局長等（財産管理者）の職務 （４）公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。 【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年３月13日財産活用課長）】 １ 毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行っているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。 ２ 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。 ３ 調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。
種別	許可数量	目的	使用料	許可期間																																											
土地	1,079.23㎡	障がい福祉サービス事業所の設置	688,400円	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで																																											
土地	2,878.00㎡	重度障がい者多数雇用事業所設置	1,835,700円	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで																																											
種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間																																											
土地	1,403.83㎡	箕面育成園の設置	無償	令和５年４月１日から令和10年３月31日まで																																											
種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間																																											
土地	77,293.96㎡	医療型障がい児入所施設・特別養護老人ホーム等	無償	令和６年４月１日から令和11年３月31日まで																																											
種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間																																											
土地	4,883.80㎡	明光ワークスの設置	無償	令和５年４月１日から令和10年３月31日まで																																											

	施設名：大阪 I N A職業支援センター敷地				
	種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間
	土地	1,026.46㎡	大阪 I N A職業支援センターの設置	無償	令和 5 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月 31 日まで
	施設名：四天王寺悲田富田林苑敷地				
	種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間
	土地	4,145.62㎡	四天王寺悲田富田林苑敷地	無償	平成31年 4 月 1 日から 令和21年 3 月 31 日まで
	土地	604.75㎡	駐車場敷地	1,907,100円	平成31年 4 月 1 日から 令和13年 3 月 31 日まで
	施設名：身体障がい者支援施設（ともがき）敷地				
	種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間
	土地	5,950.00㎡	身体障がい者療護施設敷地	無償	平成13年 7 月 1 日から 令和13年 3 月 31 日まで

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和 8 年 6 月 1 日から同年 8 月 27 日まで）